

「ガイドライン推進宣言事業所ステッカー」の交付について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防に向けたガイドラインを遵守し、感染拡大防止や衛生対策等に取り組む事業者の「見える化」を図るため、「ガイドライン推進宣言事業所ステッカー」の交付を下記のとおり開始しております。

なお、本取組は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にオール京都で取り組む「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン推進京都会議」の合同記者会見（7月15日）に基づくものです。

記

1 交付開始日

令和2年7月30日（木）

※ 京都会議 HP についても同日開設予定（URL：<https://www.kyotokaigi.com>）

※ 同 HP 上での申込受付開始：令和2年8月6日（木）～

2 対象事業者

- (1) ガイドライン遵守を宣言した、京都府内に施設を有する事業者（暴力団関係、性風俗店除く）
- (2) 京都府、京都市、府内市町村の文化・スポーツ等の住民利用施設
- (3) 京都府「新型コロナウイルス感染症対策中小企業者等支援補助金」交付事業者のうち、ガイドライン遵守を宣言した事業者

3 ステッカー交付の流れ

- (1) 各事業者が、ガイドラインに基づき新型コロナウイルス感染拡大予防に取り組むことを自ら宣言・実施（ガイドラインは以下①～③のいずれかを選択）
 - ① 「業種別ガイドライン」【内閣官房】
URL：<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf?20200713>
 - ② 「より一層『安心・安全』な京都観光を実現するための新型コロナウイルス感染症対策宣言（ガイドライン）」【京都市観光協会】
URL：<https://www.kyokanko.or.jp/wp/wp-content/uploads/kansensyo-taisaku-guidelines.pdf>
 - ③ 「感染拡大防止ガイドライン（例）（標準的対策）」【京都府】
URL：https://www.pref.kyoto.jp/documents/guideline_rei_200618.pdf
- (2) 各事業者が、以下①または②の方法によりステッカーを入手
 - ① 円形シール（直径113mm）：経済団体等の窓口へ申込書を提出
提出先…府内各商工会・商工会議所，（一社）京都経営者協会，
（一社）京都経済同友会，（公社）京都工業会，
京都府中小企業団体中央会，京都府観光連盟，京都市観光協会
 - ② PDF データ：京都会議 HP から申込

4 問合せ先

中小企業緊急経営支援コールセンター（TEL：0120-555-182／平日 9:00～17:00）

京都府緊急事態措置コールセンター（TEL：075-414-5907／平日 9:00～18:00）

※観光関連事業者（上記3（1）②のガイドラインに取り組まれる方）の問合せ先
（TEL：075-213-1212／平日 9:00～17:00）

（参考）「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン推進京都会議」について

<構成団体>

京都商工会議所，京都工業会，京都経済同友会，京都経営者協会，
京都府中小企業団体中央会，京都府商工会連合会，京都府観光連盟，京都市観光協会，
京都府，京都市

<事業概要>

- ・ 経済団体等は，業種別又は京都府の新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインに基づき，業界を挙げて，感染防止に取り組むとともに，ガイドラインによる感染防止策の啓発や事業者に対する取組の周知・ステッカーの交付等を行う。
- ・ 事業者等は，経済団体等から交付するステッカーを店頭等に掲示することにより，ガイドラインに基づく感染防止策の実践を利用者に対して明らかにする。
- ・ 京都府，京都市は，経済団体，事業者等の感染防止の取組を支援する。